

特54

裁判所
構成法施行
條例釋義

判事試補樋山廣業君著述

岡島寶文館

036430-000-4

特54-464

裁判所構成法施行條例釋義

樋山 広業 / 著

M23

BBR-0083



裁判所構成法施行條例釋義

樋山廣業 著

述

裁判所構成法施行條例

〔註〕本條例ハ裁判所構成法ヲ施行スルニ付テノ手續ヲ列記セルモノニシテ即チ構

成法ヲ實施スルニ於テ今日ノ裁判所組織權限人ノ資格上ヲ裁判所構成法上ニ引直

スニ付テノ心得方ヲ條例トシテ定メタルモノナリ故ニ裁判所構成法ヲ運用スルモ

ノナレハ構成法ト共ニ相俟テ効チ有スルナレハ余カ前ニ釋義セシ裁判所構成法ト

照合シテ讀メ可シ然ラサレハ本條例ヲシテ全ク解スルニ不足チ生シ又構成法ヲ

解スルニモ亦不全ナル點ヲ來タスコトアレハナリ讀者諸君請フ之レヲ諒セヨ

第一條 從來ノ治安裁判所ハ裁判所構成法ニ定メタル區裁判所トシ從

來ノ始審裁判所ハ裁判所構成法ニ定メタル地方裁判所トシ又從來ノ

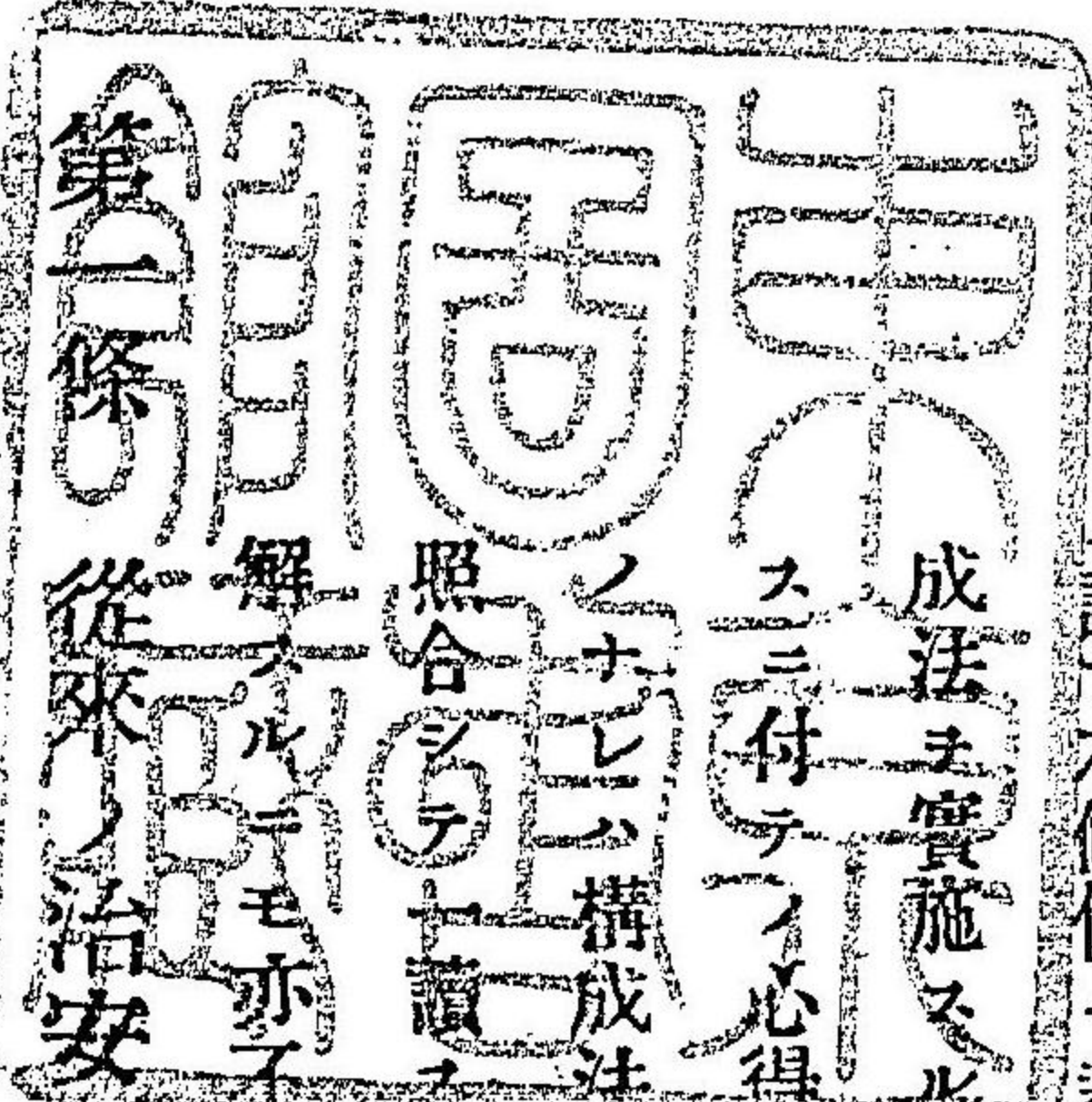
控訴院大審院ハ裁判所構成法ニ定メタル控訴院大審院トス

〔註〕本條以下此ノ條例ヲ解センニハ裁判所構成法ノ實施即チ明治二十三年十一月一日チ

目的トシテ此ノ期ヲ記憶スヘシ然ラサレハ間々齟齬チ生スル事アルヲ以テナリ本條ノ從

○第一條

No 2965 / 23



來ト書スルモ十一月一日ニ至リテ從來ト視ルヘシ然ルトキハ此ノ從來トハ今日現ニアル所ノモノヲ指スニ至ルヘシ扱テ從來ノ治安裁判所、始審裁判所、控訴院、大審院ハ來ル十月三十一日ニ至レハ當然消滅スルモノナリ之レ裁判所構成法(以下本法ト記載シテ略ス)第一條ニ於テ通常裁判所ノ中ニアラサルヲ以テナリ然ルニ更ニ之レカ消滅ニ更ヘテ本法第一條ノ區裁判所、地方裁判所、控訴院、大審院ヲ設置スルニ於テハ其ノ煩雜ノミナラス手數ヲ加フルノミニシテ決シテ利スル處ロナク其ノ名稱ノ變スルノミ見ヨ今日ノ治安裁判所ハ裁判所中ノ最下級ニシテ本法ノ通常裁判所中ノ最下級ハ區裁判所ナリ然ラハ區裁判所ハ治安裁判所ニ比適スルヲ以テ直ニ施行ノ期ニ於テ治安裁判所ヲ區裁判所ト引直シ本法ニ依ラシムルノ簡且便ニシテ一旦廢シ更ニ設置スルノ煩且雜ナルニ優ルモノトス其始審裁判所ノ地方裁判所ニ於ケル控訴院大審院ノ尙ホ控訴院大審院ニ於ケルモ亦同一ナリトス

茲ニ刑事ニ付テノ一言センニ現今ハ民事刑事ニ付テ裁判所ノ名稱ヲ異ニセリ假令ハ民事ノ治安裁判所ハ刑事ノ違警罪裁判所(治罪法第四十九條參看)トシ民事ノ始審裁判所ハ刑事ノ輕罪裁判所或ハ重罪裁判所(治罪法第五十四條及ヒ明治十六年九月第二十三號布告

參看)トスルカ如シ然ルニ本法施行ノ後ハ其民事ニ依リ名稱ヲ區別セス民事ニ於テモ刑事ニ在テモ皆本法第一條ノ區裁判所、地方裁判所、控訴院、大審院ナリトス而シテ本條ニ違警罪、輕罪、重罪、或ハ高等法院等ノ事ヲ明記セサルハ蓋シ以上ノ各種類ノ裁判所ハ其ノ本即チ治安裁判所、始審裁判所、控訴院、大審院アリテ之レニ付シタルモノナレハ獨立セシ法術ニアラス故ニ本條ニ治安裁判所、始審裁判所、控訴院、大審院ト明記セハ其ノ違警罪、輕罪、重罪、或ハ高等法院等ノ事ハ含有セルモノト解スヘシ

第二條 始審裁判所從來ノ檢事局ハ裁判所構成法ニ定メタル地方裁判所ノ檢事局トス控訴院大審院ノ檢事局モ亦同シ

〔註〕現今ニ在テハ檢事局ノアル裁判所ハ始審裁判所、控訴院、大審院ナリ本法施行ノ上ハ其ノ設置ハ各裁判所即チ區裁判所、地方裁判所、控訴院、大審院ニ各附置スルモノナルコト本法第六條ニアリ以上比スレハ區裁判所ヲ除クノ外ニ本法施行スルモ檢事局ヲ置クナレハ消滅シテ更ニ設クルノ煩且雜ヲ避ケ引直スニアリトス之レ前條ト異ナルコトナシ只區裁判所ノミ新設スルモノナリ方今獨立セル(本廳所在地ノ治安裁判所ヲ除クノ外)云フ)治安裁判所ニハ檢事アリト雖トモ之レ本法ノ檢事局ト同一ノモノニハアラス只檢事

○第二條第三條

ヲ置キシノミ夫レ檢事局ハ法衙ノ一部分ヲナスモノナリ檢事ハ人ナリ官ナリ法衙ニアラズ故ニ治安裁判所ニハ現今檢事アリテ檢事局ナシ彼此混同セサランコトヲ要ス

第三條 區裁判所ノ管轄區域ヲ爲ス町村ノ變更ハ之ヲ區裁判所管轄區域ニ及ホスモノトス

〔註〕裁判所ノ管轄區域並ニ其ノ變更ハ法律ヲ以テ定ムトハ本法第四條ノ明記スル處ナリ而シ一度ヒ法律ヲ以テ之レヲ定ムルモ變更セスト云フコトヲ得ズ殊ニ區裁判所ハ直接ニ町村ニ及フモノナリ其ノ町村ノ變更即チ行政區畫ノ變更ハ之レヲ區裁判所ノ管轄區域ニ變動チ及ホスモノナリ例ヘハ甲區裁判所ハ子郡丑郡ヲ管轄セリ其ノ隣郡ノ寅郡ハ乙區裁判所ノ管轄スルモノナリトセン時ニ地方行政區劃上丑郡内ノ或ル町村ヲ寅郡ニ編入セシト假定センニ其ノ時ハ甲區裁判所ノ管轄ヲ脱シテ乙區裁判所ノ管轄トナルヘシ之レ本條ニ町村ノ變更ハ區裁判所管轄區域ニ及ホスモノトスト規定スル所以ナリ而シテ地方裁判所、控訴院ノ事ヲ明記セサル所以ハ蓋シ地方裁判所控訴院ノ管轄ハ重モニ何區裁判所何區裁判所云々ヲ管轄ストシ又ハ何々地方裁判所云々ヲ管轄ストスルニ依リ其一小部分タル町村ノ變更ハ之レカ影響ハ他ニ及フコトナケレハナリ

第四條 裁判所構成法實施前他ノ裁判所第一審トシテ受理シタル民事訴訟及刑事訴訟ニシテ同法ニ依リ區裁判所ノ管轄ニ屬シタルモノハ現在ノ儘相當ノ區裁判所ニ移ルモノトス既ニ爲シタル裁判ハ區裁判所之ヲ爲シタルモノト看做ス

〔註〕本法第十四條中第二ノ訴訟ノ如キハ從來治安裁判所ノ管轄セサル處ノモノナリ又本廳所在地ノ治安裁判所ニ在テハ本法第十五條中ノ第一及ヒ第十六條中ノ第二第三ノ訴訟事件ノ如キハ從來一切管轄セサル處ノモノナリ而シテ本法施行ノ後ハ皆之レカ區裁判所トシテ管轄スヘキモノナリ本法施行ノ際ニ在テ以上ノ訴訟事件ハ第一審ニ限り現在ノマ、區裁判所ニ移ルモノナレハ之レカ引續カサルヲ得ズ例ヘハ大阪始審裁判所ニ於テ價格百圓以上ノ不動産ノ經界ノミニ關ル訴訟(本法第十四條第二ノ(ロ)參看)ノ堺治安裁判所管轄區域内ノ分ヲ受理シアルトキニ本法實施ニ際シテハ本法第十四條ニ依リ堺區裁判所ノ管轄ニ屬スルモノナレハ其受理シタルマ、大阪ヨリ堺ヘ引キ續クモノナリ又大阪市内ニ於テ本刑五十圓以下ノ罰金ニ該ル輕罪アリテ大阪始審裁判所ニ於テ受理シタルニ本法實施ノ際若松町區裁判所ノ管轄ニ屬スルモノナレハ之レヲ其マ、若松町ヘ移スモノナリト

○第四條第五條

ス之レ各管轄ヲ判明ニシ管轄シ得ヘカラサルモノナレハ皆大阪始審裁判所ヘ其ノ本然ノ管轄ヘ移サ、ルヘカラズ而シテ既ニ爲シタル裁判ハ區裁判所之ヲ爲シタルモノト看做ス。蓋シ更ニ區裁判所ニ於テ裁判ヲナスニ及ハス當時正當ニナシタル裁判ナリ。又タ現在ノ儘ナレハ願下ヲナシ更ニ出訴スルニハアラサルナリ。

此ノ裁判ハ區裁判所之レヲナシタルモノト看做ストアルヲ以テ之レニ對シテ不服アルトキハ第二審トシテ控訴ヲ起スコトヲ得ヘシ此ノ控訴ヲ爲スハ地方裁判所（本法第二十七條參看）ナレハ前例ニ依レハ矢張り大阪裁判所ナルヲ以テ或ハ前ニナシタル裁判ヲ亦同シク同所ニテ裁判スルカ如キモ之レ其ノ受理スルニ付テ性質ノ異ナルモノナレハ決シテ嫌フヘキモノニハアラズ其ノ裁判官ノ如キハ前ノ時ハ一名ナルモ此ノ度ハ二名合議裁判ノ如シ又前ノ時ハ第一審ナルモ此ノ度ハ第二審ナルカ如シ而シ此ノ理由タル本條ノ看做スト云フヨリ推論スルニアリトス。

第五條 裁判所構成法ニ依リ地方裁判所ノ第二審ニ屬スヘキモ既ニ控訴院ニ於テ受理シタル事件ハ控訴院之ヲ裁判スヘシ又控訴院ノ管轄ニ屬スヘキモ既ニ大審院ニ於テ受理シタル民事刑事ノ上告ハ大審院

之ヲ裁判スヘシ

〔註〕裁判所構成法ニ依リテ地方裁判所ノ第二審ニ屬スヘキモノハ民事ニ在テハ本法第十四條中第二ノ百圓以上ノ價額ヲ有スル訴訟ニシテ刑事ニ在テハ本法第十六條ナリ而シテ民事ニ在テハ本廳所在地ト否トサ問ハス治安裁判所ニ於テ現今百圓以上ノ訴訟ヲナスコトヲ得サレハ現今ノ始審裁判所ニ於テ第一審ノ裁判ヲナシ控訴院ニ於テ第二審ノ裁判ヲナスモノナレトモ刑事ニ在テハ本廳所在地ヲ除クノ外獨立治安裁判所ニ在テハ總テ輕罪ノ第一審裁判ヲナシ本廳ニ於テ第二審ノ裁判ヲナスヲ以テ控訴院ニ於テ受理スルコトナケレトモ本廳所在地ノ治安裁判所ニ在テハ一切刑事ヲ裁判セサルヲ以テ其ノ本廳總テ裁判シ其ノ第二審ハ控訴院ニ於テ裁判スルモノトス。

以上本條ノ控訴院ニ於テ受理シタル事件トハ民事ニ在テハ百圓以上ノ價額アル訴訟及ヒ刑事ニ在テハ獨立治安裁判所ノ裁判セルモノヲ除クノ外ノ刑事訴訟ナリ此ノ事件ハ之レヲ其ノ儘地方裁判所ニ移サスシテ控訴院ニ於テ裁判スルハ一ニ便利ナルノミナラズ鄭重ニナスニアレハナリ其ノ上告セル事件ト雖モ大審院ニ於テ之レヲ裁判スルニアリトス之レ亦同一ノ理由ナリ人或ハ曰ハソ然テハ其便利ト鄭重ナルヨリ云フトキハ前條ノ區裁判

○第六條

所ノ場合ニ於テモ地方裁判所ヨリ移スノ必要ナキカ如シト其ノ理由或ハ然ラシトモ
前條ハ余一ノ例ヲ示セルモノニシテ多クハ新ラタニ一ノ區裁判所ヲ設ケタル場合ニ適用
スルモノナリ其ノ地方裁判所ヨリ區裁判所ニ移スノ如キハ主眼ニアラス只從來ノ治安裁
判所ニ於テ受理シタル後本法施行シテ其ノ管轄内ニ更ニ一ノ區裁判所ヲ新設シ施行スル
ニ際シ從來ノ受理シタル事件ヲ新區裁判所ニ移スノ場合ナリト云フコトヲ得ヘシ

第六條 裁判所構成法實施前重罪裁判所ニ於テ受理シタル刑事訴訟ハ
現在ノ儘相當ノ地方裁判所ニ移ルモノトス既ニ爲シタル裁判ハ地方
裁判所之ヲ爲シタルモノト看做ス

〔註〕現今重罪事件ハ重罪裁判所アリテ控訴院又ハ始審裁判所ニ於テ之レヲ開キ裁判スル
モノナリ然ルニ本法ニ在テハ之レカ重罪裁判所ナルモノナシ皆ナ地方裁判所ニ於テ之レ
ヲ判決スルモノナリ(本法第二十七條中ノ第一)左レハ實施前各重罪裁判所トナリテ受理
シタル刑事事件ハ現在ノ儘即チ檢察官ノ更ニ起訴ヲナスコトナクシテ其ノマ、ニ相當ノ
地方裁判所即チ大阪重罪裁判所ノ分ハ大阪地方裁判所へ神戸重罪裁判所ノ分ハ神戸地方
裁判所ニ移ルモノトス既ニ裁判ヲナシタルモノハ其ノ地方裁判所裁判シタリト看做スモ

ノトス之レ第四條ト同一解ヲ當フヘシ例ヘハ大阪控訴院ニ於テ大阪重罪裁判所ヲ開キテ
爲シタル重罪裁判ハ大阪地方裁判所ノ爲シタルモノト看做スニ依リ更ニ本法第三十七條
ニ依リ大阪控訴院ニ控訴スルカ如シ

第七條 裁判所構成法實施前始審裁判所ニ於テ受理シタル郡長區長戸
長又ハ市長町長村長ニ對スル民事訴訟ハ同法ニ依リ區裁判所ノ管轄
ニ屬スヘキモノト雖其ノ地方裁判所之ヲ裁判シ控訴院ニ於テ受理シ
タル官廳ニ對スル民事訴訟ハ其ノ控訴院之ヲ裁判スヘシ

〔註〕現今ニ在テハ假令民事ノ訴訟ト雖トモ郡區戸長又ハ市町村長ニ對スルトキハ始審裁
判所之レヲ管轄シ其ノ官廳即チ府縣以上ノ官廳ニ對スルトキハ控訴院之レヲ管轄スルヲ
規則トス本法施行上ニ付テハ此ノ區別ナク民事訴訟ハ其ノ種類ニ依リ區裁判所、地方裁
判所、控訴院各管轄シ其ノ一方ノ郡區戸長又ハ市町村長或ハ官廳ニ依リテ區別アルコト
シ之レ本法第十四條第十五條第二十六條第二十七條ニ依リ明瞭トス而シテ本法實施前ニ
於テ始審裁判所又ハ控訴院ニ於テ受理シタルモノハ施行後ニ在テモ矢張其地方裁判所
又ハ控訴院之レヲ裁判スルモノトス之レ第五條ト同一理トス

○第七條第八條

諸君行政訴訟事件ニ付テハ各其ノ法律ニ規定シタル裁判所之レヲ管轄ス左ノ如シ
明治二十二年法律第十六號○市町村制上ノ行政裁判ハ控訴院ニ於テ受理審問シ内閣ノ裁
定ヲ經テ判決ヲ言渡スカ如シ

明治二十三年法律第十號○市町村制實施前後ヲ問ハス市町村長ニ對スル行政訴訟ハ始審
裁判所ニ於テ取扱フカ如キコト及ヒ土地收用法第十五條第二項ノ補償金額ニ係ル訴訟事
件ニシテ該法實施以前受理セシモノハ從前ノ手續ニ依リ取扱フカ如シ

第八條 裁判所構成法實施前高等法院ニ於テ受理シタル刑事訴訟ハ現
在ノ儘相當ノ裁判所ニ移ルモノトス高等法院ニ於テ裁判スヘキ事件
ヲ通常裁判所ニ於テ受理シタルモノモ亦同シ

〔註〕現今高等法院ニ於テ裁判スル刑事訴訟ハ左ノ種類ニアリ

治罪法第八十二條ニ曰ク刑法第二編第一章第二章ニ記載シタル重罪

皇族ノ犯シタル重罪及ヒ禁錮ノ刑ニ該ルヘキ輕罪

勅任官ノ犯シタル重罪

前二項ニ記載シタル者ノ正犯及ヒ從犯ハ其身分ノ如何ヲ問ハス其院ニ於テ裁判ス

以上ノ四種類ハ高等法院ニ於テ之レヲ受理シ裁判シ其ノ未タ開カサルトキハ通常裁判所

ニ於テ之レヲ受理スルモノナリ而シテ之レヲ本法ニ照スニ第一種第二種ハ大審院ニ於テ

裁判ス(本法第五十條中ノ第二參看)其ノ第三種タル勅任官ノ犯シタル重罪及ヒ他ノ正犯

從犯ハ各々其罪ノ種類ニ從ヒ或ハ地方裁判所ノ管轄トナリ又ハ區裁判所ノ管轄トナルヘ

シ(本法第十六條第二十七條參看)故ニ本條ニ從ヒ高等法院或ハ通常裁判所ノ受理シタル

モノハ之レカ其ノ種類ニ依リ相當ナル裁判所即チ大審院地方裁判所ニ移スモノトス現在

ノマ、トハ即チ第四條第六條ノ如シ蓋シ本法ニ於テハ現今ノ如ク高等法院ヲ設ケサルノ

制ニシテ通常裁判所ニ於テ取扱ハシムルモノナレハナリ故ニ本條ヲ設ケ其事件ヲ移スヘ

キ裁判所及ヒ手續ヲ定メタリ

第九條 明治十八年第三十一號布告違警罪即決例ハ裁判所構成法ノ爲
ニ變更ヲ受クルコトナシ

〔註〕區裁判所ニ於テ違警罪ヲ裁判スルハ本法第十六條中ノ第一ニアルヲ以テ明瞭ナリト
雖モ其ノ違警罪タルヤ本條ニ依リ正式ヲ要スルモノハ限ラサルヘカラス元來違警罪タル
ヤ實ニ輕微ノモノニシテ一ニ警察取締ニ係ルモノナリ假令刑法上一ニ刑罰トシテ加ヘタ

○第九條

ルニハ相違ナキモ其性質大ナル公益私益ヲ害シ社會刑罰權ヲ正式ニ適用スルニモ至ラズ
反テ簡便方法ヲ以テ結局スルノ利益ヲ見ルニ至レリ之レ一ニ即決例ヲ設ケ簡且便ニ費用
ヲ消サス人民ノ勾束ヲ嚴ニセス緩寛ニナス所以ナリ本法實施ニ至ルモ亦此ノ簡便方法ヲ
以テ處分ス而シテ其ノ即決ニ不服アルモノハ之レヲ正式ノ裁判ニ引直スコトノ途ヲ立テ
人民ニ冤枉ナカラシムルニアリ故ニ假令即決例ヲ行フモ人民ニ對シテ抑壓シタルモノニ
モアラズ裁判ヲ受クヘキ權利ヲ奪ヒタルニモアラサルナリ左ニ之レヲ出シテ其ノ即決ノ
如何ナルモノナルヤヲ知ラシム

明治十八年九月二十四日布告第三十一號

明治十四年九月第四十四號布告及ヒ同年十二月第八十號布告ヲ廢止シ違警罪即決例別紙
ノ通制定ス

右奉 勅旨布告候事

(別紙) 違警罪即決例

第一條 警察署長及ヒ分署長又ハ其代理タル官吏ハ其管轄地内ニ於テ犯シタル違警罪ヲ
即決スヘシ但私訴ハ此限ニ在ラズ

第二條 即決ハ裁判ノ正式ヲ用ヒズ被告人ノ陳述ヲ聽キ證據ヲ取調ヘ直チニ其言渡ヲ爲
スヘシ

又被告人ヲ呼出スコトナク若クハ呼出シタリト雖モ出廷セサルトキハ直チニ其言渡書
ヲ本人又ハ其住所ニ送達スルコトヲ得

第三條 即決ノ言渡ニ對シテハ違警罪裁判所ニ正式ノ裁判ヲ請求スルコトヲ得但正式ノ
裁判ヲ經スシテ直チニ上訴ヲ爲スコトヲ得ス

第四條 即決ノ言渡書ニハ被告人ノ氏名年齢身分職業住所犯罪ノ場所年月日時罪名刑名
及ヒ正式ノ裁判ヲ請求スルコトヲ得ヘキ期限并ニ其言渡ヲ爲シタル警察署年月日警察
官ノ氏名ヲ記載スヘシ

第五條 正式ノ裁判ヲ請求スルモノハ即決ノ言渡ヲ爲シタル警察署ニ申立書ヲ差出スヘ
シ但其期限ハ第二條第一項ノ場合ニ於テハ言渡アリタルヨリ二日內第二項ノ場合ニ於
テハ言渡書ノ送達アリタルヨリ五日內トス

第六條 警察署ニ於テ前條ノ申立ヲ受ケタル時ハ二十四時内ニ訴訟ニ關スル一切ノ書類
ヲ違警罪裁判所檢察官ニ送致スヘシ

○第九條

第七條 第五條ニ定メタル期限内ニ正式ノ裁判ヲ請求セサル時ハ即決ノ言渡ヲ以テ確定
ノモノトス

第八條 科料拘留ノ言渡ヲ爲シタル時必要ト認ムル場合ニ於テハ後ノ數條ニ定メタル處
分ヲ爲スコトヲ得

第九條 科料ノ言渡ヲ爲シタル時ハ其金額ヲ假納セシムヘシ若シ納メサルモノハ一圓ヲ
一日ニ折算シテ之ヲ留置ス其一圓ニ滿サルモノト雖モ仍ホ一日ニ折算ス

第十條 拘留ノ言渡ヲ爲シタル時ハ一日ヲ一圓ニ折算シ其刑期ニ相當ノ金額ヲ保證トシ
テ差出サシムヘシ若シ差出サルモノハ第五條ニルメタル期限内之ヲ留置ス但刑期五
日内ナルトキハ其日數ニ過クルコトヲ得ス

第十一條 保證金ヲ差出シタルモノハ刑ノ言渡確定シタル後直チニ出廷シテ其執行ヲ受
クヘシ若シ出廷セサル時ハ保證金ヲ没入シテ本刑ニ換フ

第十二條 留置シタル者正式ノ裁判ヲ請求シ因テ呼出狀ノ送達アリタル時ハ直チニ留置
ヲ解クヘシ

第十三條 留置ノ日數ハ一日ヲ一圓ニ折シテ科料ノ金額ニ算入シ又ハ拘留ノ刑期ニ算入
スヘシ

以上ノ例中違警罪裁判所ハ區裁判所トシ違警罪裁判所檢察官トハ區裁判所檢事局ノ檢事
又ハ檢事ノ事務ヲ取扱フ官吏トシテ本法ニ適用スヘシ(本法第一條第十八條參看)

第十條 明治十八年第十二號布告普通治罪法陸軍治罪法海軍治罪法交
涉ノ件處分法ハ裁判所構成法ノ爲ニ更變ヲ受クルコトナシ

〔註〕普通刑法ニ依リ處斷ヲ受クヘキモノト陸軍又ハ海軍刑法ニ依リ處斷ヲ受クヘキモノ
トハ互ヒニ之レカ干涉スルコトヲ得スシテ各々裁判權ヲ異ニスルモノトス故ニ常人ニア
ラス軍人軍屬ニシテ普通刑法ヲ犯スモノアリ又常人ニシテ陸軍刑法又ハ海軍刑法ヲ犯ス
モノアリ而シテ其モノ等ヲ處分スルニ付テハ尙レノ法衙ニ於テナスヘキヤヲ定メサレハ
交渉スルニ於テ差支ヲ生スルコトアリ今般裁判所構成法發布施行スルト雖トモ矢張裁判
權ハ互ヒニ別段トナルヘキモノニシテ敢テ之レヲ侵スヲ得サルニアリ之レ本法第二條ニ
依リ特別裁判所ノ管轄ニ屬スルモノハ通常裁判所ノ裁判スル限りニアラストアル所以ナ
リ而シテ其ノ處分法トハ左ノ如シ

明治十八年五月二十九日布告第十二號

○第十條

普通治罪法陸軍治罪法海軍治罪法交渉ノ件處分法左ノ通制定ス但從前ノ成規中本則ニ牴觸スルモノハ當分施行セズ

第一條 常人ニシテ陸軍刑法若クハ海軍刑法ノ罪ヲ犯シタルモノハ普通裁判所ニ於テ之ヲ審判ス但刑ノ執行ハ普通ノ規則ニ從フ

第二條 軍人常人共ニ重罪輕罪ヲ犯シタルキハ軍人ハ軍法會議ノ判決ニ付シ常人ハ普通裁判所ノ公判ニ付ス軍衙ニ於テ共犯人ヲ逮捕シタルキハ常人ハ審問ノ上證憑書類ト共ニ之ヲ管轄ノ普通裁判所檢事ニ送致シ普通裁判所ニ於テ共犯人ヲ逮捕シタルキハ軍人ハ審問ノ上證憑書類ト共ニ之ヲ被告ノ所屬長若クハ陸海軍檢察官ニ送致スヘシ

第三條 敵前軍中臨戰合圍ノ地若クハ海軍諸用ニ供スル船舶ニ在テ重罪輕罪ヲ犯シタルキハ常人ト雖モ軍法會議ニ於テ之ヲ審判スルコトヲ得但戒嚴令第十一條第十二條ニ掲クルモノハ軍法會議ニ於テ之ヲ審判スヘシ

第四條 軍法會議ト普通裁判所トノ管轄違ニ付テハ軍法會議又ハ普通裁判所ノ言渡ニ對シ普通治罪法ニ定メタル手續ニ從ヒ大審院ニ上告スルコトヲ得但軍法會議ノ言渡ニ對シ上告スルハ被告人ニ限ルヘシ

第五條 多衆ノ軍人常人鬪毆殺傷其他疑讞ニ係ル罪ヲ犯シタルキハ軍官法司會同審問スルコトヲ得

第六條 軍法會議ト普通裁判所トヲ問ハズ既ニ確定シタル裁判ノ効力ハ互ニ之ヲ侵スコトヲ得ス

右奉 勅旨布告候事

以上處分法中ノ普通裁判所トハ本法ノ通常裁判所トシテ解ス可シ

第十一條 明治二十一年勅令第六十四號ハ仍効力ヲ有ス

區裁判所出張所ニ於テ判事差支アルトキハ裁判所書記ヲシテ登記事務ヲ取扱ハシムルコトヲ得

北海道及島嶼ニシテ區裁判所遠隔ノ地方ニ於テ司法大臣ハ郡長町長又ハ村長ニ委任シテ登記事務ヲ取扱ハシムルコトヲ得

〔註〕第一項 登記事務并ニ裁判事務ヲ取扱フカ爲メニ治安裁判所出張所ヲ設ケ以テ便利ナラシムルニアリトス本法第百三條第二項ニ於テモ此ノ便利ヲ爲スコトヲ許ス蓋シ本法實施スルモ此ノ便法ハ之レヲ存スルヲ以テ民間ニ利益アルコト少クナラサルナリ

○第十條第十一條

十七

明治二十一年九月十七日勅令第六十四號

治安裁判所出張所ヲ置キ登記事務並期日ヲ定メ裁判事務ヲ取扱ハシム其位置及ヒ管轄區域ハ司法大臣之ヲ定ム

第二項 第一項ノ裁判所出張所ハ登記并ニ期日裁判ヲ取扱フモノナレトモ判事ノ在勤セサルモノニシテ裁判所書記在勤シ其裁判ノ開廷日ニ於テ裁判官之レニ出張シ裁判スルモノナレハ其ノ登記事務ノ如キモ本法第十五條ノ通り判事ヲシテ取扱ハシムルコトヲ得ス故ニ裁判所書記ヲシテ登記事務ヲ取扱ハシムルコトヲ得ヘシ之レ亦大ニ便利アルモノトス而シテ此ノ裁判所書記ハ判事ノ代理トシテ取扱フモノナレハ之レカ肩書ニ判事代理ナルコトヲ明記スヘシ之レ本法ノ變則ナルモノナリ

第三項 明治二十一年十月十九日司法省令甲第一號

本年勅令第六十四號ニ依リ治安裁判所出張所位置及ヒ管轄區域別表ノ通相定ム

北海道廳及ヒ隱岐對馬大島各島廳管内ヲ除クノ外各登記所ハ治安裁判所出張所開廳ノ前日限り廢止ス

トアリテ北海道及ヒ各島嶼ハ治安裁判所出張所ナシ故ニ本法實施ノ後ト雖ヒ區裁判所出張所ヲ設ケスシテ矢張現今ト同シク郡長町村長ニ委任シ登記事務ヲ取扱ハシム其ノ之レカ取扱ヲ爲スニ付テハ登記所ト名稱スルニアリトス之レ實地出張所ヲ設置スルノ必要ナキヲ以テ便利上之レヲ行政官吏又ハ町村吏ニ委任取扱ハシムルニアリトス是亦本法ノ變則ナリトス

第十二條 東京地方裁判所管内小笠原島及伊豆七島ニ於テ民事刑事ノ

訴訟ニシテ區裁判所ノ裁判權ニ屬スルモノ及非訟事件ハ裁判所設置

マテ島吏之ヲ取扱フ但シ刑事訴訟ノ手續ハ便宜之ヲ取扱フコトヲ得

〔註〕假令島嶼タリト雖ヒ區裁判所ヲ設ケサルヘカラス若シ設ケサルトセハ相當ノ管轄裁判所ヲ定メサルヘカラス然ルニ小笠原島及ヒ伊豆七島ノ如キハ現今裁判所ヲ設置スルニ至ラス或ハ事件甚ダ少ナケレハ費用ノ爲メニ反テ不利益ヲ生ス故ニ之レカ特ニ本法ノ例外ヲ設ケ變則以テ取扱ハシムルモノトス而シテ其事務ハ區裁判所ノ裁判權即チ本法第十四條第十五條第十六條第十七條ノ各條項ニアリトス其條項中刑事訴訟ニ係ルトキハ其手續治罪法ノ如クナスニ及ハス便宜之ヲ取扱フコトヲ得ヘシ本條ハ左ノ布告ニ基因セリ

○明治十四年十月七日布告第五十六號

○第十二條第十三條

小笠原島裁判事務當分東京府出張所ニテ治安裁判所即チ違警罪裁判所始審裁判所即チ輕罪ノ權限ヲ以テ裁判セシメ民事控訴及重罪裁判ハ東京控訴裁判所ノ管轄ト相定メ明治十五年一月一日ヨリ施行候此旨布告候事

但該島ニ於テ治罪ノ手續ハ適宜取扱フヘシ

○明治十四年十月七日布告第五十七號

伊豆七島裁判事務當分該島吏へ民事ハ百圓以下及勸解并ニ刑事ハ違警罪ノ裁判ヲ委任シ民事百圓以上刑事輕罪以上ハ東京始審裁判所ノ管轄ト相定メ明治十五年一月一日ヨリ施行候條此旨布告候事

但該島ニ於テ治罪ノ手續ハ適宜取扱フヘシ

第十三條 沖繩縣ニ於テ民事刑事ノ訴訟及非訟事件ニシテ區裁判所及地方裁判所ノ裁判權ニ屬スルモノハ裁判所設置マテ同縣官吏之ヲ取扱フ但シ控訴院ノ裁判權ニ屬スルモノハ長崎控訴院ノ管轄トス

〔註〕沖繩縣ハ元ト琉球島ト稱シ我邦内ト雖トモ土地人情風俗ノ一種内地ト異ナルモノナリ然レトモ縣治上ニ於テハ内地ト同一ニ爲サ、レハ政令一途ニ出サルノ嫌アレハ以テ縣

廳ヲ設クト雖モ司法衙ニ在テハ未ダ設クルノ必要ヲ感セス彼ノ北海道ノ永ク開拓使ヲ置キテ以テ法衙ヲ別ニ設ケサルト同シキコトナリ故ニ假令本法ヲシテ内地ニ施行スルモ沖繩縣内ニマテ之レヲ及ホサ、ルモノトシ司法衙ノ設置マテ縣吏ニ於テ取扱ハシム前條ノ島吏ヲ取扱ハシムルト同シキモノトス

本條ト前條トノ裁判權限範圍ニ於テ廣狹アリトス蓋シ前條ノ小笠原島伊豆七島ノ如キハ人民寡ナク且東京へ航海スル近シ本條ノ沖繩ハ住民多ク從テ事件ノ類多ク且九州地方へ遠シ故ニ之レカ廣ク取扱ハシムルニアリトス本條モ亦本法ノ例外ナリ又左ノ布告ニ基因セルモノナリ

○明治十四年十二月二十八日布告第七十九號

各裁判所ノ位置及ヒ管轄區畫ノ義本年十月第五十三號ヲ以テ布告候處北海道函館始審裁判所管内ヲ除ク并ニ沖繩縣ノ義ハ當分從前ノ通其所轄ノ官廳ニ於テ裁判シ治罪ノ手續モ便宜ノ取計ヲ爲スヘシ

但控訴ノ義北海道ハ函館控訴裁判所沖繩縣ハ長崎控訴裁判所ノ管轄ニ屬ス

右奉 勅旨布告候事

○第二十條第十四條

第十四條 樺戸空知釧路ノ集治監ノ囚人罪ヲ犯シ輕罪以下ニ該ル者ノ
裁判ニ關ル明治十五年第十六號第四十一號及明治十八年第四十二號
布告ハ仍効力ヲ有ス

前項ノ裁判ハ地方裁判所之ヲ爲シタルモノト看做ス

〔註〕在監囚人犯罪アルトキハ司獄官吏ニ於テ其監獄所在ノ裁判所ニ告發シ裁判ヲ求ムル
ヲ以テ正當ノ手續ナリトス然ルニ北海道ハ裁判所各地ニ設置アリト雖モ未タ内地ノ如ク
行届キタルコトナシ即チ監獄ヨリ離ル、コト遠シ而シテ之レヲシテ正則ノ如ク行ハシム
ルトキハ其護送ノ爲メ費用ヲ要シ或ハ途中逃走ノ恐レアリ故ニ司獄官吏ヲシテ其監内ノ
犯罪人ノミ處分スルノ權限ヲ與ヘ以テ之レヲ防クニアリトス之レ本法施行ノ後ト雖モ尙
ホ此ノ便法ヲシテ効力ヲ有セシム之レ亦本法ノ例外ナリトス本條ノ布告ハ左ノ如シ

明治十五年三月三日布告第十六號

樺戸集治監ノ囚人假出獄免幽閉ノ者トモ罪ヲ犯シ輕罪以下ニ該ル者ハ司獄官吏ニ於テ裁判シ治罪ノ
手續モ便宜取計フヘシ

但重罪ハ函館重罪裁判所ノ管轄ニ屬ス

右奉 勅旨布告候事

明治十五年八月十二日布告第四十一號

空知集治監ノ囚人假出獄免幽閉ノ者トモ罪ヲ犯シ輕罪以下ニ該ル者ハ司獄官吏ニ於テ裁判シ治罪ノ
手續モ便宜取計フヘシ

但重罪ハ函館重罪裁判所ノ管轄ニ屬ス

右奉 勅旨布告候事

明治十八年十二月十七日布告第四十二號

釧路集治監ノ囚人假出獄免幽閉ノ者トモ罪ヲ犯シ輕罪以下ニ該ル者ハ司獄官吏ニ於テ裁判シ治罪ノ
手續モ便宜取計フヘシ

但重罪ハ根室重罪裁判所ノ管轄ニ屬ス

右奉 勅旨布告候事

而シテ重罪ニ該ルモノハ之レヲ司獄官吏ニ裁判セシメサルハ蓋シ事件重大ニシテ常ニ豫
審ヲ要スルノミナラス事鄭重ニナサ、レハ能ハサルヲ以テ司法ノ裁判ヲ爲スニアリトス
集治監ニ於テ爲シタル裁判ハ地方裁判所ニ於テ爲シタルモノト看做スト蓋シ各地ニハ各

○第十四條第十五條

地方裁判所アリテ前二條ノ如ク性質上行政官吏ヲシテ爲サシムルモノトセズ只監内ノ囚人ナルヲ以テ便宜上之レカ代リテ爲サシムルニアルヲ以テ其ノ裁判ヤ地方裁判所ニ於テ爲シタルモノト同一ニ看做スニアリトス

第十五條 明治二十一年勅令第七十一號清國竝ニ朝鮮國駐在領事裁判

規則ハ裁判所構成法ノ爲ニ變更ヲ受クルコトナシ

〔註〕裁判所構成法ニ依レハ司法官ノ外決シテ裁判スルノ權ナク通常裁判所ノ外決シテ裁判スヘキ場所ナシ然レトモ之レカ例外ヲ設ケカレハ爲メニ費用ト手數ヲ消失シ或ハ犯罪人ヲシテ罪ヲ免カレシメ權利者ヲシテ伸張セシムルコト能ハサラシム之レ變則ノ必要ヲ生スヘシ而シテ清國朝鮮國ニアル我邦人民ハ彼國ノ法律ヲ以テ支配セラレサル治外法權ヲ有セルナリ故ニ我領事ハ我カ人民ノ爲メニ犯罪者ヲ罰シ義務者ヲ裁判スルノ權ヲ與ヘリ元來云ヘハ彼國々へ判事檢事ヲ置クヲ以テ正則トスルモ便宜上之レカ權限ヲ領事ニ任シ裁判セシムルニアリトス之レ亦本法ノ例外ナリトス

明治二十一年十月二十三日勅令第七十一號

清國並朝鮮國駐在領事裁判規則

第一條 清國並朝鮮國駐在ノ日本帝國領事ハ其管轄内ニ在ル日本人民ニ對スル民事訴訟

及ヒ公訴私訴ニシテ治安裁判所違警罪裁判所始審裁判所輕罪裁判所ノ權限ニ屬スルモノノヲ審判スルノ權ヲ有ス但治安裁判所違警罪裁判所ノ權限ニ屬スル訴件ニ付領事ノ爲シタル裁判ハ終審ノ裁判ナリトス

第二條 豫審判事ノ職務ハ領事之ヲ行ヒ檢察官ノ職務ハ副領事警察官若クハ領事館書記生之ヲ行フ

第三條 裁判所書記ノ職務ハ領事館書記生若クハ其他ノ館員之ヲ行フ

第四條 輕罪ニ付テハ豫審ヲ爲サ、ルモノトス

第五條 重罪ニ關スル豫審ノ手續及ヒ豫審終結ノ言渡ニ付故障ヲ爲スコトヲ許サス但豫審終結ノ言渡ニ對シテハ直チニ上告ヲ爲スコトヲ得

第六條 治罪法ニ定ムル忌避回避ノ規則ハ之ヲ適用セス

第七條 民事訴訟及ヒ公訴私訴ノ裁判ニ對スル控訴ハ長崎控訴院重罪ニ係ル公判ハ長崎重罪裁判所ノ管轄トス

第八條 民事訴訟及ヒ私訴ノ裁判ニ對スル控訴上告ハ本人若クハ代言人ノ出廷ヲ要セス

○第十五條第十六條

書面ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得禁錮ノ言渡ヲ除クノ外公訴ノ裁判ニ對スル控訴モ亦同シ
第九條 此規則ニ於テ領事ト稱スルハ總領事領事又ハ其代理及ヒ委任狀ヲ有シタル副領
事又ハ其代理ヲ云フ

以上本規則中公訴豫審トハ本法ノ刑事訴訟ナリ治安裁判所違警罪裁判所ハ共ニ本法ノ
區裁判所ナリ始審裁判所輕罪裁判所ハ共ニ本法ノ地方裁判所ナリ長崎重罪裁判所トハ
本法ノ長崎地方裁判所ナリト知ルヘシ

第十六條 裁判所構成法實施ノ際在職ノ裁判官檢察官ハ同法第二編第
一章ノ要件ヲ必要トセス

〔註〕裁判官檢察官トナラントセハ本法第二編第一章第五十七條以下ニ於テ相當ナル資格
ヲ要ス若シ其資格ナキトキハ判事檢事トナルコトヲ得ス然ルニ本法實施ノ際即チ來ル十
一月一日ニ於テ在職判事檢事ナリシナラハ更ニ試験ヲ爲スコトナクシテ其職ヲ續クコト
ヲ得ヘシ之レ既ニ當時其職ニ必要ナル資格アリテ爲リタルモノナレハ更ニ其資格ノ變ス
ルニ依リテ已レノ地位ヲ失フノ道理アラサレハナリ

第十七條 裁判所構成法實施ノ際在職ノ書記ハ同法第二編第四章第八

十九條ノ要件ヲ必要トセス

〔註〕在職ノ書記ニ於テモ更ニ試験ヲ經ルコトヲ要セス書記トナルコトヲ得ヘシ之レ前條
ト同一理由ナリトス

第十八條 裁判所構成法實施後三年間ハ司法大臣ハ試補實地修習ノ時
間ヲ一年六箇月マテニ減縮スルコトヲ得

明治十七年太政官達第百二號判事登用規則及明治二十年勅令第三十
七號文官試験試補及見習規則ニ依リ試補ト爲リタル者ハ第二回試験
ヲ要セスシテ之ヲ判事又ハ檢事ニ任スルコトヲ得

〔註〕第一項 本法第五十八條第二項ニ曰ク第一回試験ニ及第シタル者ハ第二回試験ヲ受
ルノ前試補トシテ裁判所及檢事局ニ於テ三年間實地修習ヲ爲スコトヲ要スト蓋シ實地修
習ハ三年間ナラサルヘカラス然ルニ本項ニ於テ司法大臣ハ之レカ實地修習期間ヲ半減即
チ一年六ヶ月マテ適宜減スルコトヲ得ヘシト之レ其ノ所以ハ實施ノ際即チ三年間ハ判事
檢事ノ人員ニ不足ヲ生スルヲ以テ之レヲ繰上ルニ外ナラス之レ一時ノ便法ノミ其三年ノ
後ハ本法ノ正則ニ立戻ルコトハ勿論ナリ

○第十七條第十八條第十九條

第二項 本法第六十二條ニ依レハ判事又ハ檢事トナルニハ第二回ノ試験ニ及第セサルヘ
カラサルモノナリ然ルニ本項ノ二規則ニ依リテ試験トナリシモノハ皆第一回ノ試験ヲ經
レハ判事檢事トナルノ資格ヲ有スルモノナリ故ニ本法ヲ既往ニ及ホサスシテ第二回ノ試
験ヲ要セス判事檢事ニ任スルコトヲ得ヘキナリ之レ實ニ正當ニシテ間然スル所ナキナリ

第十九條 裁判所構成法實施後一年間ハ司法大臣ハ同法第二編第二章

第六十九條及第七十條ノ規程ニ拘ラス補職ヲ爲スコトヲ得

〔註〕控訴院ノ判事ト爲ランニハ五年以上判事タルモノ五年以上檢事帝國大學法科教授若
クハ辨護士ニシテ判事ニ任セラレシモノニアラサレハ能ハスト之レ本法第六十九條ノ原
則ナリ又大審院ノ判事トナランニハ十年以上判事タルモノ又ハ十年以上檢事帝國大學法
科教授若ハ辨護士ニシテ判事ニ任セラレシモノナラサレハ能ハサルコトハ本法第七十條
ノ原則タリ然ルニ本法實施ニ際シテ現任ノ判事ニシテ控訴院大審院ニ必要ナル人員ニ滿
ツヘキヤ恐ラシハ判事ニ不足ヲ生スルコトアルヘシ即チ年限ヲ經過セル判事ハ少々ナル
ヘシ故ニ實施後一年間ハ之レカ制限ヲ寬ニシ流通ノ自由ヲ與ヘ之レヲ補フヘシ而シテ後
ニ至レハ大抵年限ヲ經過セル判事ノ出來ルヲ以テ之レヲ補スルニアリ之レ一時止ヲ得サ
ルノ繰合セナルヘシ

第二十條 三年以上裁判官又ハ檢察官ノ職ヲ奉シタル者又ハ三年以上
舊參事院議官又ハ議官補ノ職ヲ奉シタル者又ハ三年以上法制局參事
官ノ職ヲ奉シタル者又ハ三年以上司法省高等官(會計局ノ高等官ヲ除
ク)ノ職ヲ奉シタル者ハ裁判所構成法實施後一年間ハ之ヲ判事又ハ檢
事ニ任スルコトヲ得

〔註〕本法ニ在テハ三年以上帝國大學法科教授若ハ辨護士タル者ハ試験ヲ要セス直ニ判事
又ハ檢事ニ任セラル、コトヲ得ル旨第六十五條ニ規定アリテ其他ノ者ハ如何ナル事情ア
ルモ判事檢事ニ任セラル、コトナキハ明瞭タリ蓋シ是等ノ人々ハ學識充分アリテ又實地
ノ經驗ヲモ既ニ爲サレタリト看做シ試験修習共ニ爲スノ必要ナキニ之レ依ルモノナリ然
ルニ本條規定セル官吏ハ其試験ヲ經テ裁判官又ハ檢察官行政官等ニ爲リシモノニハアラ
サルモ其實地ノ經驗上ニ在テハ本法第六十五條ノ人々ヨリ優ルト云フヘク決シテ劣
ルコトナシ實地ノ經歷夫レ斯ノ如シ其學識モ亦敢テナシト云フヘカラス普通ノ學識アリ
テコソ三年以上司法又ハ行政ノ裁判ヲナシ法司ノ事務ヲ取扱フモノナリサレハ本條ヲ設

○第二十條第二十一條

ケ以テ本法ヲ補フニアリトス然レトモ之レヲシテ永久ニ爲スニ於テハ亦弊害ヲ生スルモノナリ故ニ之レガ本法實施後一年間ヲ期シテ以テ之レヲ防クニアリ本法第六十五條ハ現在ヲ云ヒ本條ハ過去ヲ云ヘハ其過去ノ事ヲシテ永久ニ置クトキハ進々日進ノ今日遂ニ判事檢事ハ試験ヲ必要トシ修習ヲ必要トストノ學識經驗ノ貴重ヲシテ畫餅トナルニ至ルヲ以テナリ

第二十一條 裁判所構成法第二編第二章第七十四條及第七十五條ハ檢事ニモ亦之ヲ適用ス

〔註〕余本法第七十九條ヲ解クニ當リテ大ニ疑フ處アリシカ本條ヲ以テ首尾完全スルヲ得テ疑ヒ正ニ氷解セリ

本法第七十九條第二項ニ第七十七條ハ檢事ニモ適用ストアリテ其第七十七條ヲ見ルニ退職者ノ恩給法タリ而シテ判事ノ退職ヲ命スル方法ハ其第七十四條ニアルヲ以テ明瞭ナレトモ檢事ノ退職ヲ命スル方法ナキヲ以テ如何之レヲ知ルコトナケレトモ本條ニ依レハ判事ノ第七十四條ヲ適用ストアルヲ以テ檢事ノ退職ヲ命スルモ司法大臣ニシテ總會ノ決議ヲ以テ之レガ材料トスルニアリトス次ニ第七十五條トハ檢事ノ補スヘキ檢事局ナキ場合

ニ於テハ司法大臣ハ之レニ俸給ノ半額ヲ給シテ關位ヲ待タシムルノ權ヲ有スルトノ明文ナリ蓋シ判事ト同シク檢事ニ於テモ左モアルヘク關位ナシトテ之レガ停職轉官ヲ命スルモ實ニ殘念ナルヲ以テナリ之レ判事ト檢事ト權衡ヲ同シクシタルニ外ナラス

明治二十三年四月七日印刷
同 年四月十一日出版

(定價金十錢)

印刷兼發行者

岡島幸次郎

大阪市東區南久寶寺町四丁目廿一屋番數

著述者

樋山廣業

兵庫縣丹波國多紀郡篠山町ノ内北新町
五十二番地寄留

發賣者

岡島眞七

大阪市東區本町四丁目百五十四番屋數

全

岡島寶文館

大阪市東區南久寶寺町四丁目廿一番屋數

全

岡島支店

大阪市東區備後町四丁目十九番屋數

全

岡島支店

東京市日本橋區通三丁目八番地

各縣賣捌書肆

尾州名古屋本町 同 本町三丁目 同 本町二丁目 同 本町七丁目 同 鐵砲町二丁目 同 稻置 信州長野善光寺 信州松本本町二 三州豐橋吳服町 關州駿岡江川町 加州金澤上堤町 同 片町 同 小松京町 甲州甲府常盤町 越前福井錦上町 同 照手上町 勢州津大門町 同 松坂日野町 同 山田八日市町 同 四日市南町

片野東四助 川瀬代 石澤吉三 小澤文治 三橋平左衛門 市橋平左衛門 小見甚左衛門 高須廣 廣瀬市 近田太三 益都宮源 宇都宮源 內藤傳右衛門 溝江八男 岡崎左喜 川島九右衛門 中島西嘉 有文嘉 伊藤善太郎

各縣賣捌書肆

澁州大垣岐立町 同 岐阜米屋町 江州大津丸屋町 同 大津升屋町 同 大津京町五丁目 同 大津京町二丁目 同 彦根土橋町 同 彦根西内大工町 同 長濱御堂前 同 八幡新町二丁目 同 和歌山本町二丁目 同 小野町二丁目 同 東長町五丁目 同 泉州堺神明町 同 甲斐町東二丁 同 岸和田北町 攝津茨木 同 西ノ宮久保町 同 神戸元町五丁目 但馬豐岡寄田町

岡浦源慶 三川宗次 澤川伊儀 古川一治 澤田七治 廣田伍治 中村藤 田內幣 大井文 平野大 野田吉左衛門 瀨戶久三 鈴木久三 鈴木久三 本田庄治 吉田常三 橋本常三 船井政太 由利安助

4

4